

条 例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年一月三十一日」を「令和十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。